

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	地域産業振興
対象国・地域又は類似地域	全世界（先進国を含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：新型コロナウイルスワクチン

6. 業務の背景

ウズベキスタン国（以下、「ウ国」という。）は、依然として GDP の半分以上を国営企業が生み出すなど、旧ソ連時代の計画経済の特徴を色濃く残している。銀行資産の 85%以上を国営銀行が保有し融資先の多くを国営企業が占めるとともに、国営企業向けに税や補助金などで様々な優遇策が設けられるなど、長きにわたり国家主導の産業開発が実施されてきた。

2016年に就任したミルジヨエフ大統領は、こうした産業開発や経済運営がもたらす弊害を解消し、市場の活力にて経済成長及び社会の発展を推進するため、国営企業の改革（民営化を含む）、政府の市場介入の縮減（綿花・小麦の作付義務化の縮小など）、官民の競争環境の平等化（税制・補助金の見直しなど）、反汚職（政治・経済・ビジネスの癒着防止）、法の支配の徹底など、急速な経済の自由化を進めてきている。象徴的な改革としては、2017年には為替管理制度が撤廃され、国内外の企業が自由に外貨にアクセスすることが可能となった。また、海外からの技術や資金を活用して、自国産業の近代化や輸出振興を図るべく、PPP によるインフラ整備や投資促進、ビジネス環境の整備などにも力を入れており、世界銀行の Doing Business Ranking では、2012年の166位から2020年には69位に躍進した。

しかしながら、依然として産業は脆弱であり、雇用が保証される状況にはない。ウ国は失業率が10.5%（2020年）と高く、200万人以上の若者が国外で出稼ぎ労働を強いられている。そのため、投資促進や技術導入による産業の育成と雇用促進によるインクルーシブな開発も喫緊の課題となっている。

市場活力による産業育成と雇用促進のためには、国家主導／国営企業中心のトップダウンによる産業振興アプローチのみならず、中小企業を含む民間企業中心のボトムアップによるアプローチも必要であるが、道半ばである。産業振興に不可欠な投資促進も市場規模や産業技術レベルなどから有望産業を特定するマクロアプローチが主であり、現場のバリューチェーン上の課題を踏まえたものでは必ずしもない。また、同様に産業振興に不可欠な要素となる研究開発やイノベーションの推進に関しても、大学と国営企業の連携によるスピルオーバー型の技術イノベーションを念頭に置いており、官民の関係者が対話を通じて課題を発見して解決に向けて協働する共創型イノベーションのアプローチが講じられているとは言い難い面がある。

有効な産業振興のアプローチは、地域・国ごとに、産官学や中央・地方の関係性等に応じて様々な形態がありえるため、現行のアプローチも妥当性はあるが、上記のウ国が進める改革の流れを踏まえて新たなアプローチを検討・実践し、産業振興、特に地域や現場の課題やリソースに根差したボトムアップ・アプローチを通じた地域産業振興を後押しする必要がある。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、ウ国の地域産業振興に係る関係機関からのヒアリングを通じて、地域産業振興の実態を把握し、他国との比較を踏まえて、有効な産業振興アプローチに対して提言を行うべく、以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年2月上旬）

- ① ウ国の産業振興に係る情報を整理し、現地調査で収集すべき情報を検討する。必要に応じて質問票（案）やヒアリング時の資料を作成する。
- ② JICA 東・中央アジア部／ウズベキスタン事務所との打ち合わせに参加し、現地における業務内容を整理する。

（2）現地業務期間（2022年2月上旬～2022年3月上旬）

- ① JICA ウズベキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② 地域産業振興に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以

下のとおり。

- ア) 地域産業振興政策に係るウ国の方針を確認する。
 - (a) 国及び地方政府等による地域産業振興の方針を確認する。
 - (b) 国及び地方政府等による地域産業振興の施策を確認する。

- イ) 地域産業振興政策に係る立案プロセスを確認する。
 - (a) 地域産業振興政策の立案プロセスを確認する。
 - (b) 地域産業振興政策に関わるアクター及び役割を確認する。

- ウ) 地域産業振興政策に係る実施プロセスを確認する。
 - (a) 地域産業振興政策の実施体制を確認する。
 - (b) 地域産業振興政策の実施に係るアクター及び役割を確認する。
 - (c) 地域産業振興政策のモニタリングプロセスを確認する。

- エ) 他国の事例（※）と比較し共通点と相違点を抽出する。
 - (a) 地域産業振興政策の立案プロセスを比較する。
 - (b) 地域産業振興政策の実施プロセスを比較する。
 - (c) アクターの役割を比較する。

※ ウ国の地域産業振興政策を相対化することで、以下 オ) における改善提案が説得的になることを目的としているため比較する事例の地域や数は問わないが、最低3つ以上の事例と比較することが望ましい。

- オ) 効果的な地域産業振興政策アプローチを提案する。
 - (a) 地域産業振興政策の立案プロセスに係る改善提案をする。
 - (b) 地域産業振興政策の実施プロセスに係る改善提案をする。
 - (c) JICA 地域産業振興プロジェクト（仮）に係る提案をする。

③ 現地調査での結果を JICA ウズベキスタン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022年3月上旬～2022年3月上旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 調査結果に係る報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（和文）
2022年3月9日(水)までに提出。
調査結果に係る報告書（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒タシケント⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 2 月 5 日～3 月 6 日を予定しています。
JICA 職員等が調査に参团する可能性があります。全日程同行することはありません。すなわち、原則、本業務従事者が単独で現地調査を行うこととなります。
現時点でウズベキスタン入国後はワクチン接種証明書があれば現地隔離は不要とされています。渡航前までに住民票のある自治体から証明書の発行を依頼してください。なお、PCR 検査は渡航前に指定の医療機関で受けていただく必要があります。
 - ② 現地での業務体制
通訳者（兼アシスタント）1 名
 - ③ 便宜供与内容
JICA ウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：あり（日露または英露）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 本契約の精算報告書は 2022 年 3 月 14 日（月）17 時までに提出をお願いします。この日時に提出が難しい証憑がある場合はその証憑のみを後日送付いただく等の対応をお願い致します。

以上